

# パートナーシップ構築宣言

日本マスタートラスト信託銀行株式会社（以下「当社」）は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携、共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

## 1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模、系列等を超えた新たな連携

当社は、直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

当社は、「日本社会に不可欠な社会基盤になる」という経営ビジョンに基づき、あらゆる市場参加者との協働を通じて、我が国の資本市場の発展に貢献することを目指します。

当社は、お客さま、取引先はもちろんのこと、各種決済機構や同業他社などとの企業間協働、企業間連携を通じて、我が国資本市場のサプライチェーン安定運用に尽力してまいります。

## 2. 「振興基準」の遵守

当社は、親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

### （1）価格決定方法

当社は、不合理な原価低減要請を行いません。

取引対価の決定にあたっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。

また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト增加分の全額転嫁を目指します。

なお、取引単価の決定を含め契約にあたっては、契約条件を書面等で明示し、これを交付します。

## (2) 手形などの支払条件

当社は、下請代金を可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担としません。

また、手形等の支払サイトを 60 日以内とします。

## (3) 知的財産、ノウハウ

当社は、「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな型」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などを求めません。

## (4) 働き方改革等に伴うしわ寄せ

当社は、取引先も働き方改革に対応できるように、下請事業者に対して適正な費用負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。

また、災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように配慮します。

加えて、当該災害時の事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

## 3. その他

当社は、「日本社会に不可欠な社会基盤になる」という経営ビジョンに基づき、我が国の資本市場の発展に貢献することを目指します。

この資本市場の発展には、各市場参加者が各自成長し、共存共栄をはかることが不可欠となりますので、当社は今後ともこれらの市場参加者や各ステークホルダーとの信頼関係を築き、市場全体の持続的成長を支えるように努めます。

以上

2023 年 3 月 14 日  
(2025 年 8 月 1 日 代表者変更による更新)

---

日本マスタートラスト信託銀行株式会社  
法人名称

---

代表取締役社長 安藤 裕史  
役職／氏名